

歯科医師の養成及び評価に関する総合的研究

研究代表者 一戸 達也 東京歯科大学副学長

研究要旨：本研究の目的は、歯科医師臨床研修を取り巻く現況を分析し、生涯研修につながる質の高い歯科医師養成体制を考案して歯科医師臨床研修制度の見直しに反映させることである。このために、本研究では2つの項目について調査研究を実施した。具体的には、(1)平成28年度の本研究班分担研究報告書「歯科医師臨床研修の到達目標の見直しのための基礎調査」に挙げられた事項を概ね網羅する到達目標とし、本研究班として実施したヒアリング及びワークショップで修正を加えた。また、必修ユニットに加えて、選択ユニットを設置した。(2)平成28年度の本研究班分担報告書「指導歯科医講習会で取り上げるテーマに関する基礎調査」に示した「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」について、どのような形で講習会を開催すれば指導歯科医が継続的に受講可能かについてヒアリングを行った。その結果、(1)必修6ユニット、選択8ユニットからなる『新たな歯科医師臨床研修制度の到達目標(改訂案)』と『新たなコース構成(必修コース・選択コース)(案)』を作成した。(2)指導歯科医の臨床研修指導のための研さんを担保するため、指導歯科医の資格要件として、2年に1回以上、「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」に示されたテーマの講演の受講を義務化する必要があると考えられた。以上のことから、1年目の歯科医師として広く一般的に身につけておくべき到達目標について、卒前教育から生涯研修までの連続性を考慮しつつ必要な見直しを行い、それを踏まえた研修実施体制を再構築する必要がある。また、指導歯科医講習会で扱うテーマやタイムテーブルの見直しが必要である。加えて、日本歯科医師会、日本歯科医学会分科会及び各大学同窓会は、臨床研修修了直後の若手歯科医師を対象とした基本的な内容の生涯研修事業により積極的に取組み、これらの歯科医師の生涯研修の習慣形成に大きな役割を果たすことが期待される。

研究分担者

西原達次・九州歯科大学・学長
前田健康・新潟大学・歯学部長
藤井規孝・新潟大学・教授

田上順次・東京医科歯科大学大学院・副学長
荒木孝二・東京医科歯科大学大学院・教授
平田創一郎・東京歯科大学・教授

A. 研究目的

本研究の目的は、歯科医師臨床研修を取り巻く現況を分析し、生涯研修につながる質の高い歯科医師養成体制を考案して歯科医師臨床研修制度の見直しに反映させることである。

近年、摂食嚥下リハビリテーション¹⁾や周術期

をはじめとする医科疾患患者の口腔へのアプローチ²⁾などの新たな歯科医療分野や、地域包括ケアシステムに代表される医療・介護・保健・福祉の連携が医療者に必須の能力として求められている¹⁾。保険収載もされており、歯科医師臨床研修の目標にあるすべての歯科医師に求められる基本的な診

療能力に該当することは明らかである。平成 28 年度に改訂された歯学教育モデル・コア・カリキュラム³⁾では、「臨床実習の内容と分類」が示され、「Ⅰ. 指導者のもと実践する(自験を求めるもの)」、「Ⅱ. 指導者のもとでの実践が望まれる(自験不可の場合はシミュレーション等で補完する)」とされている項目については、卒前の臨床実習において経験を求めている。これらについては臨床研修においては当然自ら実施すべきであろう。さらに、「Ⅲ. 指導者の介助をする」、「Ⅳ. 指導者のもとで見学・体験することが望ましい」に示された項目についての実施が望まれる。これらの内容を含む歯科医師臨床研修の実施体制を充実させることは、すなわち今後の歯科医療の質の向上につながることから、極めて重要でかつ喫緊の課題でもある。一方、現在の歯科医師臨床研修の到達目標は、平成 13 年度に作られたものがベースであり⁴⁾、指導歯科医講習会の開催指針も平成 16 年に発出された通知⁵⁾のまま実施されており、いずれも現在のニーズに即したものとは言い難い。また、臨床研修の実施体制についても一定の基準はあるものの、実際には臨床研修施設個々の実情に応じて実施されているのが現状である。

そこで本研究では、歯科医師臨床研修プログラムや指導歯科医講習会の内容、および生涯研修プログラムを網羅的に検索して詳細な分析を行うことで、目標・方略・評価とニーズやアウトカムとの乖離を明らかにし、歯科医療の質の向上を目指した歯科医師臨床研修制度の見直しを図るための基礎資料を作成した。

B. 研究方法

1. 新たな歯科医師臨床研修の到達目標(改訂案)の作成とコース構成の見直し

はじめに、平成 28 年度に本研究班で実施した「歯科医師臨床研修の到達目標の見直しのための基礎調査」⁶⁾を元に、平成 29 年 9 月 3~6 日に幕張国際研修センターにて開催された「平成 29 年度

歯科医師臨床研修プログラム責任者講習会」において、グループワーク「S-IV 歯科医師臨床研修の到達目標の見直し」を実施し、到達目標とコース・ユニットの試作を行った。

このプロダクトをもとに、本研究班で到達目標及びコース構成の試案を作成し、歯科医師臨床研修指導に実績のある歯科診療所を対象としたヒアリングで、研修体制の現場を見学した上で到達目標の過不足、実際の歯科診療所における実施の可否、大学附属病院とのカリキュラムの分担等の調整等を行った。

次に、平成 30 年 2 月 10 日に東京歯科大学水道橋校舎で本研究班が主催した「新たな歯科医師臨床研修の到達目標ワークショップ」において、到達目標案及びコース構成案に修正を加えた。

最後に、研究班にて歯学教育モデル・コア・カリキュラム(平成 28 年度改訂版)³⁾との整合性につき、調整を行った。

2. 臨床研修指導歯科医の資格要件に関する考察

平成 28 年度の本研究班分担報告書「指導歯科医講習会で取り上げるテーマに関する基礎調査」⁷⁾に示した「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」を提示して、歯科医師臨床研修指導に実績のある 6 歯科診療所を対象に、どのような形で講習会を開催すれば指導歯科医が継続的に受講可能かについてヒアリングを行った。

(倫理面への配慮)

本研究における調査は、ヒトを対象としておらず、また、個人情報を含むものでないことから、特段の倫理面への配慮は必要がないと判断した。

C. 研究結果

1. 新たな歯科医師臨床研修の到達目標(改訂案)の作成とコース構成の見直し

本研究で作成した『新たな歯科医師臨床研修制度の到達目標(改訂案)』と『新たなコース構成(必

修コース・選択コース) (案)』を巻末の別添に示す。

必修コースは6ユニットからなり、すべてのユニットが必修である。1年目の研修期間の50%(6月)以上75%(9月)以下の期間研修を行うこととする。必修ユニットとして、(1)基本的診察・検査・診断・治療計画、(2)高頻度治療・応急処置、(3)患者管理、(4)地域医療・地域包括ケア、(5)医療管理、(6)リサーチマインド・問題対応能力の6項目を定めた。

選択コースは8ユニットからなり、1年目の研修期間の25%(3月)以上50%(6月)以下の期間研修を行うこととする。当該プログラムにおいて研修可能な「選択ユニット」を提示し、その中から研修医毎に「(8)特別研修」を除き3つ以上を選択することを求める。「(8)特別研修」に関しては、1年目の研修に相応しい内容とし、選択コースの研修期間の50%以下とする。選択ユニットとして、(1)小児への対応、(2)障害者(児)への対応、(3)要介護者への対応、(4)認知症患者への対応、(5)リハビリテーション、(6)全身管理、(7)周術期管理、(8)特別研修の8項目を定めた。

2. 臨床研修指導歯科医の資格要件に関する考察

指導歯科医の臨床研修指導のための研さんを担保するため、指導歯科医の資格要件として、2年に1回以上、「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」(表1)に示されたテーマの講演の受講を義務づけることを提案するものである。研修管理委員会で当該講習会を開催することで、各研修プログラムのニーズに合った講演が提供され、協力型臨床研修施設の研修実施責任者である指導歯科医は、研修管理委員会への出席で資格要件を更新することが可能となる。

D. 考 察

平成28年度の本研究班の総括研究報告書「歯科医師の養成及び評価に関する総合的研究」⁸⁾で指摘

したように、1年間という限られた期間に、効率的かつ特色のあるプログラムで臨床研修を実施するためには、必修の到達目標が多すぎないことが重要であり、選択必修コースや選択コースを含めたコース設計を考慮すべきである。

そこで、新たな歯科医師臨床研修の到達目標(改訂案)の作成とコース構成の見直しについては、平成28年度の本研究班分担研究報告書「歯科医師臨床研修の到達目標の見直しのための基礎調査」⁶⁾に挙げられた事項を概ね網羅する到達目標とし、本研究班として実施したヒアリング及びワークショップで修正を加えた。また、必修ユニットに加えて、選択ユニットを設置した。そして、「歯科医師臨床研修修了後の歯科医師像」として「日常的に高頻度に遭遇する歯科疾患に対する基本的臨床能力を身につけ、多様な患者背景に配慮した歯科保健医療を提供するとともに、生涯研修に真摯に努める。」と定めた。これらの結果、1年目の研修としての内容と生涯研修への連続性の両者を担保するような工夫ができたと考える。

臨床研修指導歯科医の資格要件については、研修歯科医が大学教育において最新の知識を持って卒業してきたばかりの歯科医師であるのに対して、それを指導する立場にある指導歯科医が知らない、理解していないという状況は好ましくないことから、2年に1回以上、「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」に示されたテーマの講演の受講を義務づけることで、指導歯科医の資質・能力を担保できるものとする。これらの講演が研修管理委員会の際に開催されれば、研修管理委員会への出席で指導歯科医の資格要件を更新することが可能となり、極めて現実的である。その他にも、日本歯科医師会生涯研修事業や日本歯科医学会及びその専門分科会や認定分科会等で行われる講習会であっても、「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」に合致したテーマであれば、その受講を認定することで、指導歯科医の資格要件の更新は比較的容易となるであろう⁹⁾。

日本歯科医師会や日本歯科医学会分科会に加えて大学同窓会を主体とした生涯研修事業においてもこのような講習会を実施し、継続的な生涯研修の中で重要な役割を果たすことが期待される。

E. 結論

平成 28 年度の本研究班の報告書「歯科医師臨床研修の到達目標の見直しのための基礎調査」を元に、『新たな歯科医師臨床研修制度の到達目標（改訂案）』と『新たなコース構成（必修コース・選択コース）（案）』（別添）を作成した。

指導歯科医の臨床研修指導のための研さんを担保するため、指導歯科医の資格要件として、2 年に 1 回以上、「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」に示されたテーマの講演の受講を義務化する必要があると考えられた。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 学会発表

- 1) ○平田創一郎、荒木孝二、藤井規孝、前田健康、西原達次、田上順次、一戸 達也：歯科医師臨床研修の到達目標の見直しのための基礎的調査、第 36 回日本歯科医学教育学会総会および学術大会、松本市、2017.7.28-29
- 2) ○平田創一郎、前田健康、西原達次、田上順次、荒木孝二、藤井規孝、一戸 達也：指導歯科医講習会で取り上げるテーマに関する基礎的調査、第 36 回日本歯科医学教育学会総会および学術大会、松本市、2017.7.28-29

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

I. 参考文献

- 1) 厚生労働省：かかりつけ歯科医機能の評価、平

成 28 年度診療報酬改定について 第 2 改訂の概要 1. 個別改訂項目について

2) 厚生労働省：周術期における口腔機能の管理等、チーム医療の推進、平成 24 年度診療報酬改定の概要 Part2

3) モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会、モデル・コア・カリキュラム改訂に関する専門研究委員会：歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度改訂版）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/12/26/1325989_29_02.pdf

（平成 30 年 3 月 14 日アクセス）

4) 中原泉ら：歯科医師の資質向上を目指した臨床研修の必修化及び国家試験の実技能力判定の整備等に関する総合的研究（総合研究報告書）、平成 13（2001）年度厚生科学研究費補助金 健康安全確保総合研究分野 医療技術評価総合研究事業

5) 歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について（平成 16 年 6 月 17 日付医政発第 0617001 号 厚生労働省医政局長通知）

6) 荒木孝二、藤井規孝、平田創一郎：厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）歯科医師の養成及び評価に関する総合的研究 平成 28 年度分担研究報告書 歯科医師臨床研修の到達目標の見直しのための基礎調査

7) 平田創一郎、前田健康：厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）歯科医師の養成及び評価に関する総合的研究 平成 28 年度分担研究報告書 指導歯科医講習会で取り上げるテーマに関する基礎調査

8) 一戸達也：厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）歯科医師の養成及び評価に関する総合的研究 平成 28 年度総括研究報告書 歯科医師の要請及び評価に関する総合的研究

9) 西原達次、田上順次、平田創一郎：厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

歯科医師の養成及び評価に関する総合的研究 平成 28 年度分担研究報告書 生涯研修に関する実態調査

表1 新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示

指導歯科医講習会におけるテーマ

指導歯科医講習会は、次に掲げる項目のいくつかがテーマとして含まれていること。

- ①新たな歯科医師臨床研修制度
- ②医療面接
- ③患者と歯科医師との関係
- ④総合診療計画
- ⑤歯科医師に望まれる総合的・基本的な診療能力
- ⑥医療安全・感染予防
 - ・ AMR 対策アクションプラン
- ⑦医療管理（保険診療・チーム医療・地域医療）
 - ・ 地域包括ケアシステム
 - ・ 在宅歯科診療
 - ・ 周術期口腔機能管理
 - ・ 退院時カンファレンス
 - ・ 要介護高齢者への対応
 - ・ 認知症への対応
- ⑧根拠に基づいた医療（Evidence-based Medicine: EBM）
- ⑨指導歯科医の在り方
 - ・ メンタルケア
 - ・ プロフェッショナリズム
- ⑩研修歯科医、指導歯科医及び研修プログラムの評価
- ⑪その他臨床研修に必要な事項
 - ・ 障害者への歯科医療提供
 - ・ 介護保険制度